

仕 様 書

1 名 称

令和 8 年度「佐賀県森林環境税」に関する県民等意識調査業務

2 調査の目的

「佐賀県森林環境税」に関する調査については、県民や企業等の佐賀県森林環境税に対する認知度やこれまでの取り組みに対する評価等について把握し、調査結果について佐賀県森林環境税の今後のあり方の検討資料とする。

3 調査方法

調査対象者に調査票を郵送又はメール送付し、調査を行う。

なお、回答方法については、調査票の返送による回答及びインターネットを利用した回答とする。

※インターネットによる回答については県のシステムを利用することとし、システムを利用するために必要な作業は県が行う。

4 業務の内容

調査の計画準備、調査対象者の抽出・リスト作成、調査票等の作成及び発送・回収、調査結果の集計・分析及び報告書の作成までの業務を行う。なお、業務の詳細については以下の通りとする。

(1) 計画準備

本調査における計画及び調査対象者の抽出に関する各市町選挙管理委員会との調整などの本調査に必要な準備を行う。

(2) 調査対象者の抽出及びリストの作成

調査対象者の抽出及びリスト（紙及びデータ（エクセル形式））の作成を行う。なお、調査の対象者及び実施する調査の種類等については下表のとおりとする。

調査対象者	調査抽出 件数	調査方法	回答方法	回収率（想定）	（参考） 前回（R3）実績
A 県内在住の満 18 歳以上の男女	4,000 人	郵送	郵送又は インター ネット	1,320／4,000 件	1,263／4,000 件
B 県内に事務所又は事業所を置く法人	500 法人			250／500 件	212／500 件
C 森林林業関係団体	100 団体			50／100 件	47／100 件
D 県内市町	20 市町	メー ル 送付		20／20 件	20／20 件
合計	4,620 件			1,640／4,620 件	1,542／4,620 件

※県内在住の満 18 歳以上の男女については、受託者が調査抽出件数分を各市町の選挙人名簿から無作為抽出し、リストを作成する。（各市町における抽出人数については、県が別途指示する。）なお、各市町の選挙管理委員会には県より調査協力依頼を行う。

※法人については、受託者が佐賀県版最新電話帳より無作為抽出し、リストを作成する。

※森林林業関係団体については県がリストを作成する。

※県内市町については、県が調査票のメール送付を行う。

(3) 宛名ラベル作成

郵送により調査票を配布するため、宛名ラベルの作成を行う。

※作成件数は、調査対象 A：4,000 件、調査対象 B：500 件、調査対象 C：100 件、
合計：4,600 件

※県内市町（調査対象 D）については、県が調査票をメール送付するため宛名ラベルの
作成作業は不要。

(4) 調査票及び依頼文の印刷

調査票及び依頼文について、印刷を行う。なお、調査票及び依頼文の仕様については下
表のとおりとする。

①調査票

作成区分	部数	規格	加工	設問数（想定）
A 県内在住の満 18 歳以上の男女	4,000 部	A3：1 枚 モノクロ 両面印刷	長 3 封筒 封入用 （二つ折+ 三つ折）	10 問 自由記述込み
B 県内に事務所又は事業所を置く法人	500 部			
C 森林林業関係団体	100 部			
D 県内市町	メール送付			
合計	4,600 部			

②依頼文

作成区分	部数	加工	規格
A 県内在住の満 18 歳以上の男女	4,000 部	長 3 封筒 封入用 (三つ折)	A4 : 1 枚 モノクロ 両面印刷
B 県内に事務所又は事業所を置く法人	500 部		
C 森林林業関係団体	100 部		
D 県内市町	メール送付		
合計	4,600 部		

※調査票及び依頼文の文面については、県が作成する。

※県内市町（調査対象 D）については、県がメール送付するため、印刷は不要。

(5) 発送用・返信用封筒の作成

郵送により調査票の配布・回収を行うため、発送用・返信用封筒の作成を行う。なお、
各封筒の仕様は以下のとおりとする。

① 発送用封筒

- ・規 格：長 3
- ・部 数：4,600 部
- ・その他：県から指示のある項目について封筒に表記すること

②返信用封筒

- ・規 格：長 3
- ・部 数：4,600 部
- ・返送先：〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号
佐賀県 農林水産部 林業課
- ・その他：県から指示のある項目について封筒に表記すること

※県内市町（調査対象 D）については、県が調査票のメール送付を行うため各封筒の作成
は不要。

(6) 調査票等の封入及び発送作業

①封入作業

発送用封筒には調査票を封入し、あわせて依頼文、返信用封筒及び県が準備するチラ

シ（A4：3種類）を封入する。

②発送作業

調査票の発送（調査対象 A～C）について受託者が行い、その際の発送料金及び調査対象者からの返送料金については、すべて受託者負担とする。なお、返送料金の支払方法については料金受取人払によることとする。

※封入及び発送件数は、調査対象 A：4,000 件、調査対象 B：500 件、調査対象 C：100 件、合計：4,600 件

※県内市町（調査対象 D）については、県が調査票をメール送付するため封入及び発送作業は不要。

(7) 調査票の回収・整理及び集計・分析

①郵送による回答分

県へ返送された調査票については、受託者が週 1 度程度回収を行う。

また、回収した調査票については、内容の確認及び整理を行うとともに、調査票毎に分けて、受託者が作成した入力フォームに回答項目すべてを入力する。なお、調査票の集計・分析については、単純項目集計及びクロス集計が可能なソフトで集計・分析を行うこととする。

②インターネットによる回答分

インターネットで回答があったものについては、県が受託者へ回答データの提供を行う。その後、郵送による回答分のデータとあわせて受託者が集計・分析を行うこととする。

(8) 報告書作成

報告書は、下記の仕様で作成すること。

- ・規 格：A4 サイズ（簡易製本）
- ・ページ数：200 ページ程度
- ・色：カラー印刷
- ・部 数：正・副 各 1 部

(9) 打合せ、協議

県と 3 回以上の打合せ、協議を行うこととする。

5 成果品

(1) 報告書

(2) 調査結果データ（エクセル形式）及び報告書の電子データ

- ・規 格：CD-R
- ・部 数：1 部

6 履行期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで
（調査期間：令和 8 年 11 月予定）

7 その他

- (1) アンケート回収にあたり督促は行わない。
- (2) 回収した調査票の件数に応じて設計額の変更を行うものとする。
- (3) 当該契約により発生した権利義務及び成果品は、県に帰属するものとする。
- (4) 委託契約書及びこの仕様書に記載のない事項については、その都度、監督職員と受託者で協議するものとする。

- (5) 受託者は業務に従事する職員に本業務の内容を周知徹底し、管理者の注意義務をもって業務を行うものとする。